

別紙12:木材活用(木造化・木質化)に向けた検討内容

■木材活用(木造化・木質化)に関する事前検討資料(参考)

※木材活用(木造化・木質化)に関する事前検討・確認内容を以下に整理する。ただし、これらは参考の位置付けであり、事業者の提案に係る条件等を指定或いは保証するものではない。

大項目	項目	事前検討段階での確認内容	本事業における条件の想定(※参考)	備考
1. 対象材種	①県産木材の材種	スギ、カラマツ、ヒノキ	木造化検討においてはスギ集成材を想定(※ただし事業者提案の自由度を制約するものではない) 【理由】 ・供給量が最も多く、原木調達・供給の可能性が最も確実と考えられること ・集成材加工に関する可能性・技術的条件が明確になっていること(和歌山県秋葉山公園県民水泳場の事例含め) ・カラマツは強度面で優れるが、防腐処理等に係る課題が指摘されている(※インサイジング加工⇒集成材JAS認定不可)	※構造材として使用可能な針葉樹
	②県産木材の出荷量	原木:344千m ³ /年(R2実績) うち製材品となる原木量:74千m ³ /年(R2実績)		
	③材種別の生産量	R3年次県内における生産量の概算で、スギ25万m ³ 、ヒノキ3.5万m ³ 、カラマツ5万m ³		
	④対象材種の機械等級区分	県内に機械等級工場なし ※県林業試験場が公開している研究報告資料が参照可能	県林業試験場資料より、一般的に必要と考えられる強度条件(E70相当)での調達が可能と想定(仮定)	
2. 原木調達	①原木の供給体制	原木の生産は森林組合又は林業事業者が行う 年間素材生産量能力が5,000m ³ を超える事業者が県内に18者	木材の調達・加工・供給については、事業者が自ら行うことを前提とする	
	②原木調達に要する期間(伐採時期条件、乾燥期間等含む)	一般的には、伐採から納品までの期間は3~6ヶ月程度 伐採は通年対応で、人工乾燥のため伐採適期はなく、現地での葉枯らし、自然乾燥については考慮不要	事業者は自らの責任において、木材の調達・加工・供給のプロセス及び所要期間等を調査・検討し、設計及び建設スケジュールに照らして適切な時期から木材調達等の必要な措置を講じるものとする	
3. 製材加工	県内の製材加工工場	県内の製材工場は令和元年度時点で84工場 JAS認証工場は目視等級3社、機械等級工場なし 製材工場には人工乾燥施設があり、乾燥のみを行う工場はない	県産木材活用の趣旨から、木材自体が県産材であることを最優先事項とし、加工・供給については、できる限り(合理的な範囲において)県内事業者の活用をはかるものとする	※製材段階でのJAS認定は構造用集成材のJAS認定の必須要件ではないことを構造用集成材メーカーに確認済み
4. 集成材加工	県内の集成材加工工場	県内に構造用集成材のJAS認証工場はない (造作用集成材のJAS認証事業者は1社)		※構造用集成材の加工は県外の事業者・工場等で行うことを想定
5. 防腐処理	県内の防腐処理施設	県内防腐処理施設の処理能力は ①湿式処理(加圧注入処理):約1,000m ³ /月 ②乾式処理(油系処理):約3,000m ³ /月	【県林業振興課コメント(参考)】 需要量が明らかであれば原木市場からの調達ではなく、素材生産者からの調達が必要で、木材調達を担う木材コーディネーター等を通じて、素材生産者又はその共同体を通じて全量を集め、また、製材・集成材加工・プレカット工程についても、一貫して木材コーディネーター等を入れる方法がよいと考える。	
6. 構造部材加工	-	※事業者が提案する施設計画内容(具体的な構造計画・構造設計内容)による		
7. 構造部材供給 ~工事施工	-	※事業者が提案する施設計画内容及び工事施工計画・工事工程計画による		
8. その他	①群馬県における木材の認証制度等	「ぐんま優良木材認証制度」あり	「ぐんま優良木材認証制度」の適用を想定する	※林野庁の「クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等の認証制度」にも認められている
	②県産材の証明方法	一般的には「合法木材供給認定事業者」発行の産地記載の伝票等による証明方法がとられている	左記及び上段の認証制度を含め、県産材の利用にあたり、事業者は適切に産地証明を行うものとする	
	③国際的森林認証の適用	県内においてFSC・PEFC・SGEC等の国際的認証を取得した森林は少なく、森林認証材に限定することは難しい	国際的森林認証の適用は要求条件とはしない(※事業者提案による)	
	④関係する施策・条例等	・「建築物等における木材の利用の促進に関する方針」(平成23年3月29日群馬県決定・令和5年3月31日一部改正) ・「林業県ぐんま県産木材利用促進条例」平成31年4月1日施行 ・「ぐんま県産木材の利用の促進に関する指針」令和2年3月18日制定(令和3年9月27日改正)	適切に準拠又は参照すること	